

徳本貴久局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第209回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、通常の議案審査が終了後に「その他」として、2点ございます。</p> <p>1点目は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となりましたが、当初、5月28日に総会を開催して審議する予定でありました「農業委員互助会の会計報告について」事務局と監事から御報告があります。</p> <p>2点目は、「松山農業振興地域整備計画の全体見直しに係る概要について」市・農水振興課から、御説明をさせていただきたいとのことですので、少々お時間をいただくこととなりますが、御了承いただきますよう、よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の戒能委員と東中島地区の山口委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、桑原地区の江戸推進委員、堀江地区の井上推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号の、10件の議案が提出されておりますので、御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>お手元の買受適格証明に係る審査基準1号～7号までを整理した調査票も併せて御覧ください。</p> <p>この1件は、高松国税局による公売に参加するための申請であります。</p> <p>申請地は、松山市恵原町甲570番2、登記、現況地目ともに田、面積は365平米です。</p>

	<p>1 番、申請人は、農地約 101 アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地の公売に参加するものです。</p> <p>なお、申請者が買受人となった場合には、改めて 3 条許可申請が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに許可書を交付させていただきます。その場合には、直近の農業委員会総会にて 3 条許可の専決処理報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 1 号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 2 号～第 4 号までを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議題第 2 号と議題第 3 号を御報告いたします。</p> <p>令和 3 年 4 月 26 日～令和 3 年 5 月 25 日までに専決処理した案件は 4 条届出が 8 件、5 条届出が 8 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 4 号を御報告いたします。</p> <p>1 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2 番、本件は、強化促進法により平成 26 年 5 月 1 日に設定された賃借権ござい</p>

ます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に3条許可申請により、第三者に売却するものでございます。離作補償は無いとしております。

3番、本件は、強化促進法により令和3年2月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に3条許可申請により、第三者に賃貸借権を設定するものでございます。離作補償は無いとしております。

4番と5番は、同一地番ですので、併せて御説明いたします。

本件は、強化促進法により設定された賃借権を合意解約し、解約後は、強化促進法により、現在の耕作者に所有権を移転するとしております。離作補償は無いとしております。

6番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

7番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

以上でございます。

寺井克之会長

議案第2号～第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。

本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号、「農地法第3条許可取消報告」について議題とします。

<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、第5号議案を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、令和3年2月10日付け、第205回総会で許可となった農地法第3条許可による所有権移転ですが、一部申請地の場所に錯誤があったため、錯誤のあった申請地について、取消しするものです。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>西山昌宏副主幹</p>	<p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、2番、3番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、農地約17アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、3番の農地を小作地解放にて取得するとともに、耕作地に近く耕作便利な1番、2番の申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>なお、本案件は、許可後30アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p>

4番、5番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6番、譲受人は、農地約128アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約25アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アール超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8番、譲受人は、農地約134アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約145アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に隣接する耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11番、譲受人は、農地約80アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、13番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14 番、譲受人は、農地約 188 アールを耕作する農家でございます。

この度、同一世帯内で耕作している申請地を譲り受け、農業に精進するものでございます。

15 番、譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

16 番、譲受人は、農地約 63 アールを耕作する農家でございます。

この度、同一世帯内で耕作している申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。

17 番、譲受人は、農地約 34 アールを耕作する農家でございます。

この度、譲渡人から父親が借りていた申請地を含めて譲り受け、農業に精進するものでございます。

18 番、譲受人は、農地約 56 アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

19 番、20 番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約 169 アールを耕作する農家でございます。

この度、同一世帯内で耕作している申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。

以上でございます。

寺井克之会長

議案第 6 号につきまして、事務局からの説明が終わりました。

それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

許可後の経営面積が 30 アールを超える案件は 4 件で、1 番、2 番、3 番、7 番ですが、1 番、2 番、3 番は併用案件であります。

新規農業の案件は 6 件で、4 番、5 番、10 番、12 番、13 番、15 番ですが、4 番と 5 番は併用案件、12 番と 13 番は併用案件であります。

1 番、2 番、3 番は併用案件で、所在地が小野地区でありますので、仙波委員から説明をお願いします。

<p>仙波正幸委員</p>	<p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、農地約 17 アールを耕作する農業者であります。</p> <p>今般、3 番の農地を小作地解放にて取得するのにあわせて 1 番と 2 番の農地を使用貸借にて借り受けて、経営規模の拡大と農業経営の安定を図ろうとするものであります。</p> <p>近隣農家との協調も図りながら耕作するということで、農業に対する意欲も十分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、4 番、5 番は併用案件で、所在地が小野地区でありますので、仙波委員から説明をお願いします。</p>
<p>仙波正幸委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、現在、JAえひめ中央新規就農研修センターにて、就農研修を受講しております。</p> <p>今般、就農研修が夏ごろに終了予定であることから、新たに小野地区の農地を取得し、「せとか」や「レモン」等の柑橘、「ユーカリ」や「ポポラス」等の花木及び季節野菜を JAえひめ中央営農支援センターの指導を受けながら農業に精進したいと申請に及んだものです。</p> <p>農業に対する意欲も十分見受けられることから地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>次に、7 番は、所在地が久米地区でありますので、戒能委員から説明をお願いします。</p>

戒能豊和委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、今般、久米地区の農地を借り受け、農業の規模拡大をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も十分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>次に、10番は、所在地が桑原地区でありますので、江戸推進委員から説明をお願いします。</p>
江戸貴幸推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、桑原地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も十分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>次に、12番、13番は併用案件で、所在地が堀江地区でありますので、井上推進委員から説明をお願いします。</p>
井上徹郎推進委員	<p>先ほど、事務局から説明がありました12番、13番の案件について、申請人は道後地区に居住し、この度、堀江地区の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農業に対する意欲も十分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>

寺井克之会長	<p>最後に、15番は、所在地が立岩地区であります。立岩地区の西垣委員が欠席です。浅海地区の渡部推進委員から説明をお願いします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、立岩地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も十分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>議案第6号につきまして、事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、堀江町に居住しておりますが、この度、農地の有効活用を図るため、本申請地を野立て貸看板用地として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>

寺井克之会長	<p>議案第7号につきまして、事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>議事に入る前に、誠に申し訳ございませんが、議案の訂正をお願いいたします。</p> <p>6番の久谷地区の案件でございますが、備考欄に「隣地併用」を追記していただくよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、太陽光発電システムの施工・販売及び売電業を主な業務とする法人であります。</p> <p>この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所河中出張所からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、高速道路の維持管理を主な業務とする法人であります。</p>

この度、松山インターチェンジ管理施設増築工事に伴い、工事用資材置場等の確保のため、既存の駐車場が手狭となり業務に支障をきたすことから、今般、インターチェンジに近い本申請地を工事終了までの2年間の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本件は、転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

本申請地の農地区分は、高速道路の出入り口からおおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。

4番、本件受人は、農地約73アールを耕作する農家の農業後継者でございます。議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人であります。

事業量の増加に伴い、既存の資材置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、建築資材・砕石置場等の露天資材置場及びダンプ等の露天駐車場として利用したいとして申請に及んだものであります。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、宗教法人八坂寺でございます。

檀家及び一般の方の墓地購入が増加し、既存の霊園が手狭となり、新たな墓石の設置に苦慮していることから、この度、既存の霊園に隣接する本申請地を取得し、隣接する山林と一体で墓地として利用したいと申請に及んだものであります。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7番、本件受人は、議案書記載の内容にて自己住宅を建築したいとしております。

なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

	<p>8番、本件受人は、バイクの販売・修理店を経営しておりますが、顧客の増加に伴い取り扱い車両が増加し、既存の借地している店舗では手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、新たにバイク販売店を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所河野出張所よりおおむね500メートル以内にあることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番は、所在地が湯山地区で、1,000平米を超える案件ですので、清水委員から説明をお願いします。</p>
清水憲治委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、売電事業を営む法人であります。</p> <p>今般、太陽光発電による売電事業を行いさらなる事業収益を得るため、申請に至ったもので、隣接農地への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>次に、6番は、所在地が久谷地区で、1,000平米を超える案件ですので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区の宗教法人でございます。</p> <p>近年、墓地購入の問い合わせが多いなか、既存の墓地が少なくなってきておりますことから、墓地を新設しようと申請に及んだものでございます。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>水路等の被害についても注意をし、また、被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>議案第8号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>これらの案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第9号、「令和3年度第3号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件26件の内、使用貸借権の設定は25筆、賃借権の設定は22筆、所有権移転が16筆で、設定総面積は、4万9,714平米です。</p> <p>その内訳は、新規が6筆、更新が41筆、売買が13筆、贈与3筆となっています。</p> <p>番号9の譲受人は、約34アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号11の譲受人は、約65アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号14の譲受人は、約54アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号21の譲受人は、約155アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定</p>

	<p>し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 22 の譲受人は、約 147 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 23 の譲受人は、約 109 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 24、番号 25 の譲受人は、約 31 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 26 の譲受人は、約 80 アールを耕作する農業者で、樹園地と田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 3 年 6 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 9 号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 10 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和 3 年 4 月 26 日～5 月 25 日までに専決処理した案件は 14 件で、届出内容は議</p>

	<p>案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案10件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に、その他として「農業委員互助会の会計報告について」を事務局から説明をお願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、令和2年度の農業委員互助会の会計報告をいたします。</p> <p>まず、収入の部につきまして、会費が、毎月、委員報酬から一人2,000円徴収させていただいており、金額につきましては、103万8,000円となっております。</p> <p>雑入につきましては、9円で、令和元年度からの繰越金が、211万6,082円、合計315万4,091円となっております。</p> <p>続きまして、支出の部でございます。</p> <p>雑費が委員改選に伴う還付金等として、238万6,057円、交際費が1万円で、合計239万6,057円となっております。</p> <p>以上、令和2年度の収入額は、315万4,091円、支出額は、239万6,057円、よって、新年度への繰越額は75万8,034円となります。</p> <p>以上でございます。</p>

寺井克之会長	<p>続きまして、監事の青井委員から会計監査の結果報告をお願いします。</p>
青井和子委員	<p>それでは、監査報告をさせていただきます。</p> <p>去る5月10日、農業委員会事務局におきまして、令和2年度農業委員互助会の決算の監査を行いました結果、その使途及び帳簿並びに証拠書類全てが適切に処理されていたことを確認いたしましたので、御報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
寺井克之会長	<p>以上で、会計報告と監査からの監査報告が終わりました。</p> <p>本件に関する御意見等はございませんか。</p> <p>〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件について、御承認いただけますでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>御異議なしと認め、承認いたします。</p> <p>次に、「松山農業振興地域整備計画の全体見直しに係る概要について」を市・農水振興課から、説明をお願いします。</p>
農水振興課・渡部純三担当課長	<p>失礼いたします。</p> <p>農水振興課 鳥獣対策・農地保全担当課長の渡部でございます。</p> <p>以前は、お世話になりました。</p>

農水振興課・岡田誠司主事

今回、農用地の見直しということで、担当の岡田のほうから説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

失礼いたします。

農水振興課の岡田と申します。いつもお世話になっております。

少々お時間をいただきまして、当課の事業について、御説明とお願いをさせていただきます。

松山市では、「農振農用地」、いわゆる「青地」の指定を含めました、「松山農業振興地域整備計画」というものを制定しております。こちらの計画ですが、平成 21 年度に見直しを行って以降、約 10 年が経過したことを受けまして、平成 30 年度から見直しを行っているところです。

現在実施している、こちらの計画の変更にあたりまして、「農業振興地域の整備に関する法律」いわゆる「農振法」の規定上、農業委員会に意見をお伺いする必要がございますので、本日はその事前のお願いと、資料の配布をさせていただきに参りました。

配布いたしました資料は、「全体見直しについての御説明資料」、こちら、A 3 版の 1 枚ものです。

「農用地区域見直しに関する補足資料」、こちらは、昨年度、農用地がある地区の土地改良区をお伺いしたのですが、その際にいただいた質問事項について簡単にまとめたものです。

「松山市農用地区域全域図」、こちら、小さくて大変申し訳ないのですが、見直し後に市内の農用地となる予定の箇所を黄色で着色した地図です。

「農用地利用計画変更一覧表」、こちら、除外予定地番の一覧が 2 部、編入予定地番の一覧が 1 部ございます。

「編入・除外対象地の地図」、こちらは編入・除外のあった地区の方にのみ同封しております。こちらは、航空写真に公図の情報を重ね合わせた図面になっておりまして、今回の編入・除外箇所を赤色で着色しております。

こちらは、一つ前の「一覧表」の右に記載しております地図の番号と合うようになっておりますので、そちらと照らし合わせながら、御覧いただいたらと思います。

	<p>お配りする資料は以上です。</p> <p>本日御欠席の方につきましては、別途郵送いたします。</p> <p>計画変更の具体的な御説明と、実際の御意見をお伺いするのは、次回7月に予定されております総会でお願いをしたいと思いますので、本日お配りした資料を御一読いただいた上で、御持参いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>農振農用地の変更といいますと、特別の編入・除外の申し出があった際にも御意見をお伺いしているかと思うのですが、今回も同じように、こちらが作成した変更案に対して御意見をいただきまして、最終的には意見書という形で御提出をいただけたらと思いますので、御協力いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、昨年度、農用地がある地区の土地改良区を順番にお伺いいたしまして、こちらの計画見直しについての御説明と意見書の提出をお願いしております。</p> <p>土地改良区の理事長を兼任されている方につきましては、昨年度と同じ御説明をしてしまうことになるのですが、再度、お時間をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>よろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
寺井克之会長	<p>本件に関する御意見等はございませんか。</p>
	<p>〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>次に事務局から連絡事項などあれば、お願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>失礼いたします。</p> <p>1点目ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました、5月28日の総会で審議を予定していた「松山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改正案）」と「令和2年度事業報告」、「令和3年度事業計画（案）」並びに</p>

「松山市農業施策に関する意見（案）」については、7月9日の総会で通常の議案審議の後、「その他」で御説明させていただき、委員の皆様の御承認をいただく予定です。

2点目は、先ほど、農水振興課より説明がありました「松山農業振興地域整備計画の全体見直しについて」も、7月9日の総会で御審議いただく案件となりますので、よろしくお祈いします。

次に、次回の総会の日程ですが、来月の第210回総会は、7月9日の金曜日、午後2時30分から本館11階大会議室で開催を予定しております。

なお、農業委員、推進委員の皆様の御出席をお願いするもので、皆様には、事前に総会開催の案内文をお送りし、御出席、御欠席の御連絡をいただく予定としておりますので、よろしくお祈いいたします。

以上となります。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第209回総会を閉会します。

徳本貴久局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時12分閉会